

## 鎌倉の海を守る会 会則

(名称)

第1条 本会は「鎌倉の海を守る会」と称する。

(所在)

第2条 本会の所在は、原則として本会の代表者の所在地として、事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は鎌倉の海浜とその周辺の自然環境及び景観を保全し、できるだけ人工の手を加えず後世に伝えることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 自然環境の観察・問題の研究及び発表
2. 自然環境及び景観の保全運動
3. 活動の記録と報告
4. その他必要と認められた活動

(思想・信条)

第5条 本会は海浜環境を研究し保全活動を行う非営利団体とする。

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の目的・趣旨に理解・賛同し、活動に参加する者により構成する。

(役員)

第7条 本会は次の役員を置き、その任期を定めないこととする。

- 役員：代表、副代表、その他必要に応じた若干の役員。
- 2 役員の変更は必要に応じて随時行うことができるとし、役員の変更は会員に報告するものとする。

(会計)

- 第8条 本会の運営は、基本的に寄付金によるものとする。
- 2 本会の活動に正当な理由で運営資金が必要な場合は、役員会の承認を得た上でクラウドファンディングや各種助成金などへの申請を可能とする。
  - 3 会計年は、1年間とし役員会に会計報告を行うものとする。

(運用)

- 第9条 本会の運用は、必要に応じて役員会を開催する。
- 2 本会則に規定しない事項は、役員会によって規定する。また、役員は当該活動を補佐し、リーダーシップを発揮する人員を育成するために定例会を開催し活動等を報告とする。
  - 3 本会名称を使用する場合は、役員会の承認を得るものとする。
  - 4 インターネット上での「なりすまし行為等」を防止するための措置として、本会事務局への連絡先等については細則にて定める。

(総会)

- 第10条 本会の総会は、必要に応じて開催して活動報告、活動予定、決算報告及び予算案等を会員に公開するものとする。

- 付則 本会則は 1997年2月17日より施行。  
本会則は 2023年6月17日より施行。  
本会則は 2023年9月27日より施行。